

## 委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 34 号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について  
を審査するため、3 月 13 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致  
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた  
します。

### 記

議案第 34 号は、平成 31 年 4 月 1 日実施予定の機構改革を行うために所  
要の改正を行うものである。

委員から、機構改革を頻繁に実施しては組織体制が充実しないのではな  
いか とのただしがあり、社会情勢の変化に柔軟に対応するという方針の  
もと実施している。また、今回の実施にあたっては、まず各部長が、それ  
ぞれ所管する課・室からの意見を基に、より合理的かつ効果的な事務執行  
体制について方針を立て、これを政策企画室においてヒアリングのうえ、  
庁内で議論を行った。今後の機構改革においても、行政サービスがどれだ  
け市民に行き届いているかを検証しながら進めていきたい との答弁があ  
りました。

大掛かりな機構改革となるので市民への周知が必要だが、方策は どの  
ただしがあり、広報はしもと 4 月号に機構改革の記事を掲載する。また、  
庁舎と保健福祉センターの玄関口に設置の電光掲示板において、課・室の  
場所の移動も含めて周知する との答弁がありました。

現在、単独で設置されている危機管理室が総合政策部に所管されること  
になるが、市民には、市の防災に対する取り組み及び防災体制が弱体化す  
る印象を持たれかねないのではと思う。今回の機構改革による市のねらい  
は どのただしがあり、近年、台風による風水害が頻発しており、台風シ  
ーズンも長くなり、台風自体も大型化している傾向にあることから、これ  
ら危機管理に対する初動体制と普段からの備えはさらに強化する必要があ

る。そのため、政策と人事管理を所管する総合政策部に入れることで体制強化を図り、総合政策部長が危機管理監を兼務することで、指示命令系統を一元化でき、発災時においても早急に人員等の配置等必要な指示を出せると判断した。また、危機管理監の補佐として危機管理監補を新たに配置し、防災体制をさらに強化する との答弁がありました。